

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月10日
【計算期間】	第2特定期間 （自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日）
【ファンド名】	だいし／A I G資源国国債ファンド
【発行者名】	A I G インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5806
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、「A I G先進国好金利資源国債マザーファンド」および「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」（以下、それぞれを、または総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、主として世界の資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の算出が特筆される国）が発行した国債等に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

◇商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
追 加 型 投 信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回	グローバル （日本を含まない）	ファミリー ファンド	あり（ ）
不動産投信	年4回	日 本		
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	年6回 （隔月）	北 米		
資産複合（ ）	年12回 （毎月）	欧 州		
資産配分固定型	日々	ア ジ ア		
資産配分変更型	その他 （ ）	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
		中 南 米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇商品分類・属性区分の定義

◆商品分類の定義

- ・ 追加型投信 … 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- ・ 海外 … 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ 債券 … 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

◆属性区分の定義

- ・その他資産（投資信託証券（債券 一般）） … 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主たる投資収益が実質的に債券（債券 一般・・・公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの。
- ・年12回（毎月） … 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
- ・グローバル（日本を含まない） … 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ファミリーファンド … 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
- ・為替ヘッジなし … 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、

社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

※委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 2つのマザーファンドを通じて、世界の資源国*が発行した国債等に投資を行います。

*資源国とは、世界的な天然資源（原油、天然ガス、石炭、鉄鉱石等）の産出国で、当該国の経常収支にプラス効果をもたらしている国を指します。

2. 先進国から4ヵ国、新興国から4ヵ国、それぞれ魅力的な金利を有する国を選定し、原則として均等配分し、実質的な投資を行います。

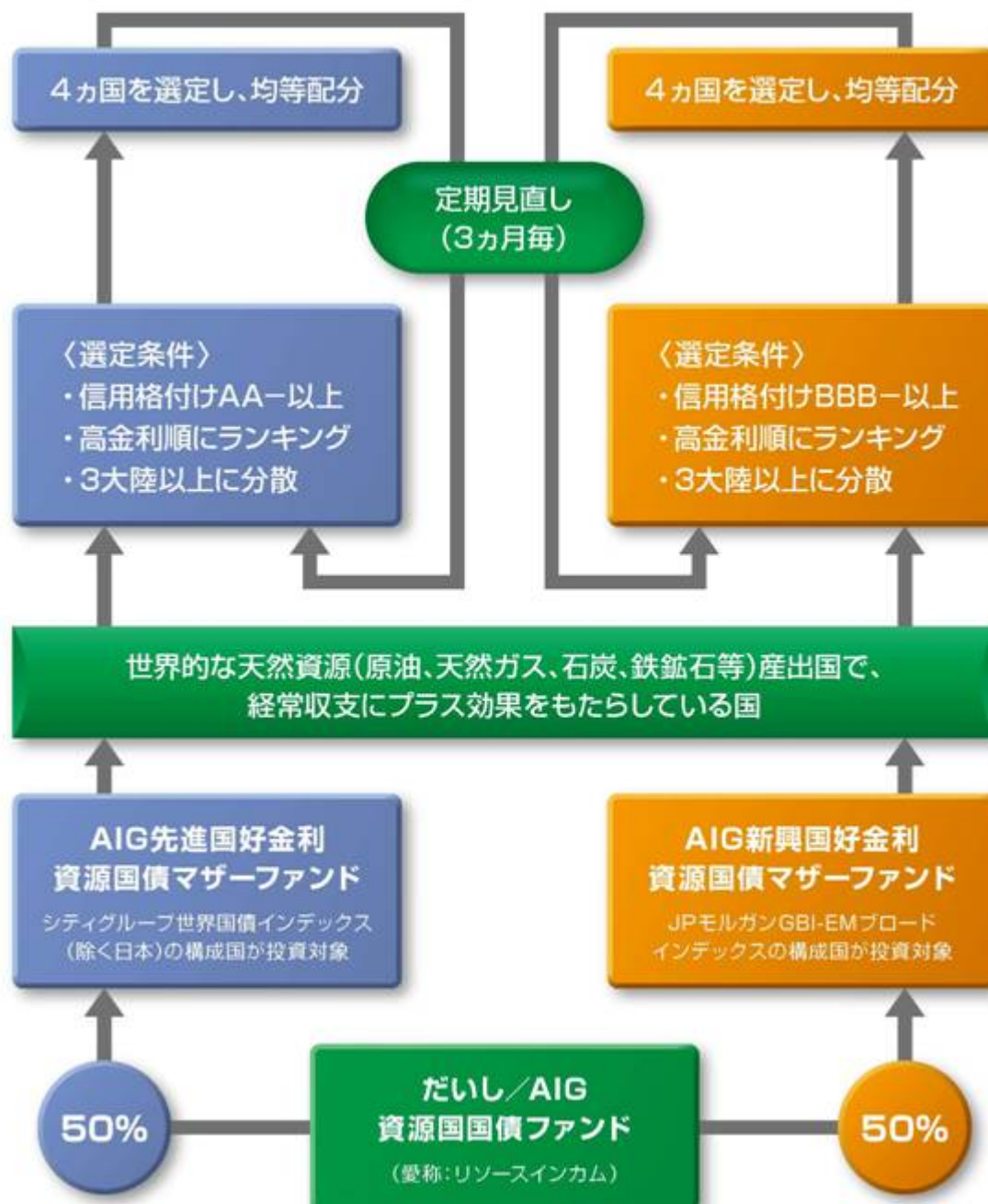
3. 原則として、毎月11日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、毎月、安定的な分配を行うことを目指します。

※休業日の場合は翌営業日となります。

※分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

⑤ 運用プロセス

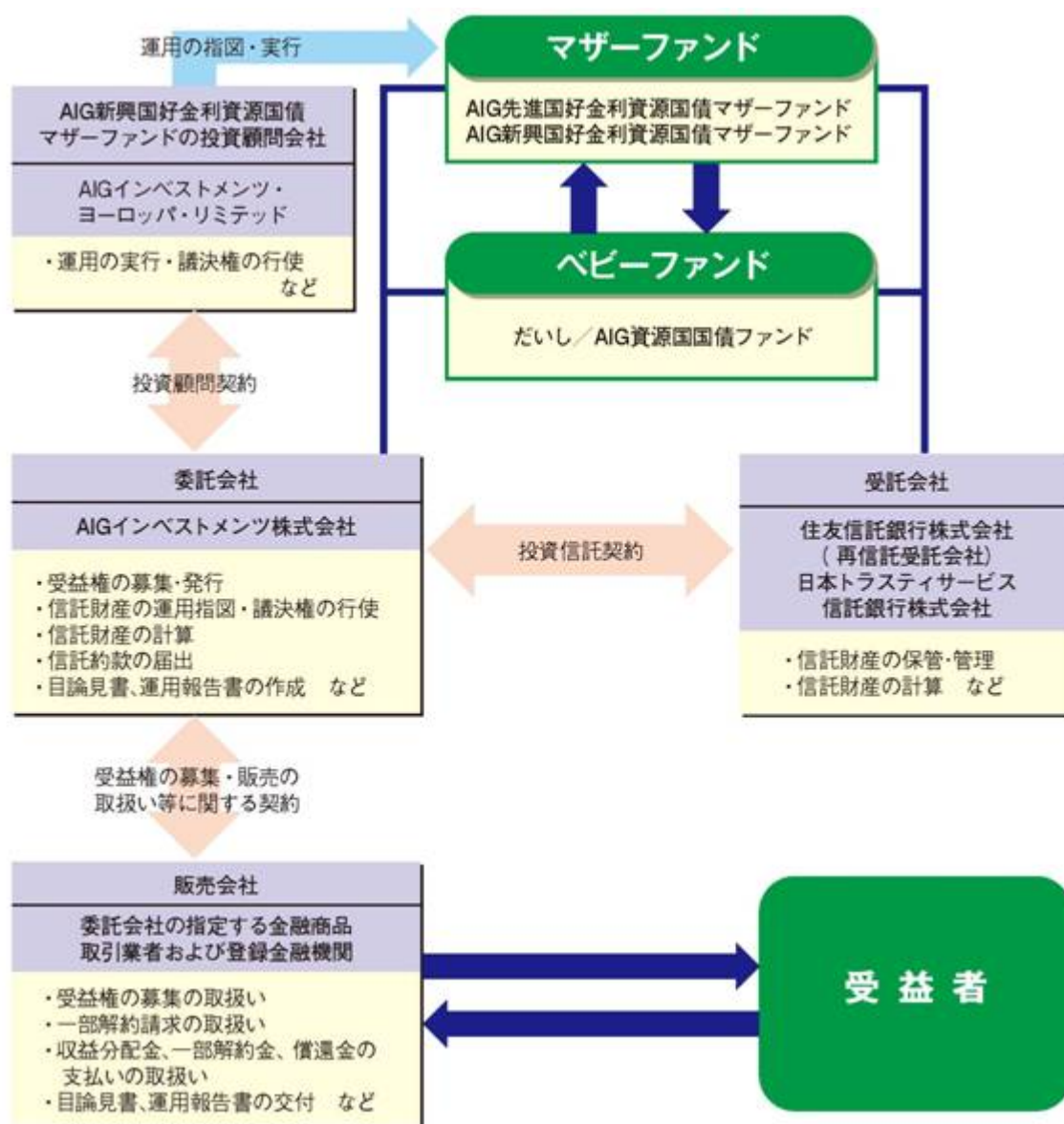
◇投資対象国の選定・見直しの流れ



※資金動向・市場環境によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
 ※先進国の国債と、新興国の国債の基本資産配分は、将来変更することがあります。
 ※新興国は、「エマージング諸国」や「新成長国」と呼ばれることもあります。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



◇投資信託契約とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

◇受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は、自動更新されます。

◇投資顧問契約とは

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

② 委託会社の概況

◇資本金の額 2,150,000,000円（平成21年9月末日現在）

◇会社の沿革

- 昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
- 昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（A I G投信投資顧問）株式会社に名称変更。
- 平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
- 平成19年 4月 A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
- 平成20年 4月 A I G インベストメンツ株式会社に名称変更。
- 平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（A I G日本証券会社）との事業統合。

◇大株主の状況（平成21年9月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
AIG Global Investment Corp.	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10270 ニューヨーク市 パイン・ストリート 70	41,000株	100%

- ◇当社が属する資産運用グループ「AIG Investments」は、世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。
- ◇委託会社は平成21年12月1日付で、商号を「A I G インベストメンツ株式会社」から「パインブリッジ・インベストメンツ株式会社」に変更する予定です。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、主として世界の資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の産出が特筆され、經常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債等に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

「A I G 先進国好金利資源国債マザーファンド」および「A I G 新興国好金利資源国債マザーファンド」（以下、それぞれを、または総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. 「A I G 先進国好金利資源国債マザーファンド」に50%程度、「A I G 新興国好金利資源国債マザーファンド」に50%程度投資することを基本資産配分とします。
2. 「A I G 先進国好金利資源国債マザーファンド」は、先進資源国が発行した現地通貨建ての国債を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。実際の投資にあたっては、シティグループ世界国債インデックスの構成国でありAA－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い4ヵ国に均等に資金配分を行います。
3. 「A I G 新興国好金利資源国債マザーファンド」は、新興資源国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債（クレジット・リンク・ノート）等を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。実際の投資にあたっては、J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロードの構成国でありBBB－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い4ヵ国に均等に資金配分を行います。
4. 「A I G 先進国好金利資源国債マザーファンド」および「A I G 新興国好金利資源国債マザーファンド」における投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。
5. 実際の組入れ国は、上記の組入れ国選定基準に基づき、定期的（年4回、毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。
6. 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
7. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- ニ. 金銭債権（イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてA I G インベストメンツ株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「A I G 先進国好金利資源国債マザーファンド」および「A I G 新興国好金利資源国債マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

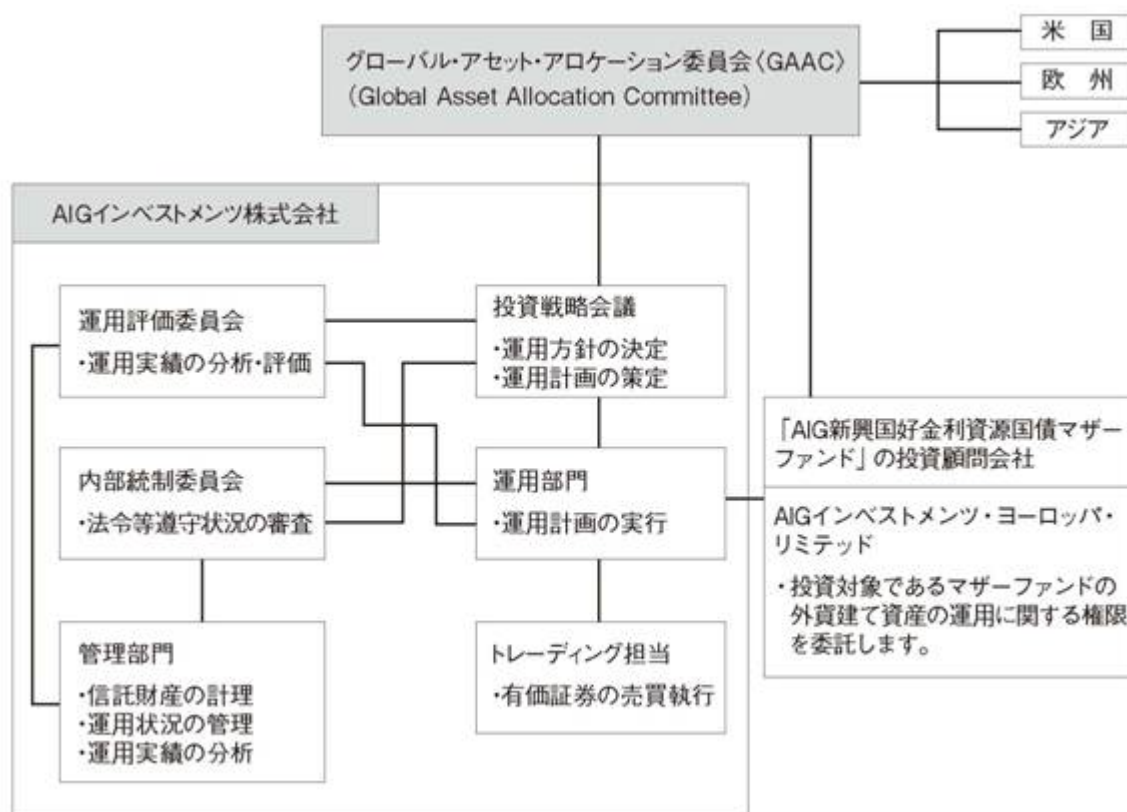
1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、6. の証券および8. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および8. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. の証券および10. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

① 運用体制



1. グローバル・アセットアロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee《GAAC》）

- ◇世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
- ◇毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。
- ◇定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2. 運用計画の決定と実行

- ◇月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。
- ◇運用部門（24名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- ◇有価証券等の売買は、トレーディング担当（2名）において執行されます。

3. パフォーマンスの評価とリスク管理

- ◇運用評価部（5名）において、運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ◇コンプライアンス部（4名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ◇運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4. ファンドの関係法人に対する管理体制

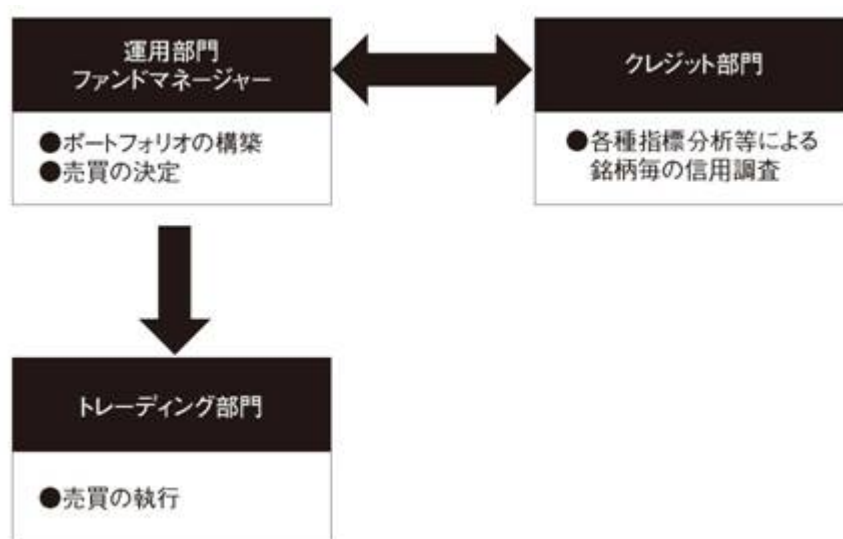
- ◇ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ◇ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は、平成21年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② 外貨建て資産の運用に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドのうち、「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」について、その外貨建て資産の運用に関する権限を、A I G インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに委託します。同社における運用体制は、次の通りです。



※前記運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① ファンドの決算日および分配方針を以下のとおりとします。

＜決算日＞

原則として、毎月11日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

＜分配方針＞

1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
2. 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 前記におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（５）【投資制限】

《信託約款に定める投資制限》

- ① 株式への実質投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財

産の純資産総額の5%以下とします。

- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものへの投資に限るものとし、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、もしくは取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ⑥ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの

信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付を指図することができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記の予約取引の指図は、委託会社は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ただし、信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 前記においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額にかかる為替の買予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額にかかる為替の売予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 前記2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

《法令等による投資制限》

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）**「A I G先進国好金利資源国債マザーファンド」の概要****1. 基本方針**

この投資信託は、主として世界の先進資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の産出が特筆され、経常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法**（1）投資対象**

世界の先進資源国の現地通貨建て国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 先進資源国が発行した現地通貨建ての国債を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。
- ② 実際の投資にあたっては、シティグループ世界国債インデックスの構成国でありAA－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い4ヵ国に均等に資金配分を行います。
- ③ 投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。
- ④ 実際の組入れ国は、上記の組入れ国選定基準に基づき、定期的（年4回、毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。
- ⑤ 組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として世界の新興資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の産出が特筆され、経常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債等に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

世界の新興資源国の現地通貨建て国債等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 新興資源国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債（クレジット・リンク・ノート）を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。
- ② 実際の投資にあたっては、J PモルガンG B I - E Mブロードインデックスの構成国を中心に、BBB－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い4ヵ国に均等に資金配分を行います。
- ③ 投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。
- ④ 実際の組入れ国は、上記の組入れ国選定基準に基づき、定期的（年4回、毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。
- ⑤ 組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 運用にあたっては、A I G インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

（3）投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

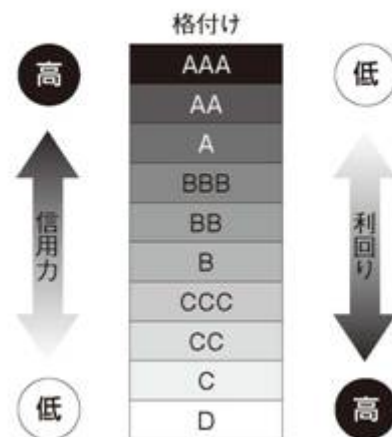
（1）当ファンドのリスク

当ファンドは主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界の資源国の国債等、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては、ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券とするため、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けることになります。

- ① 価格変動リスク：当ファンドが投資する債券は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
- ② 信用リスク：債券の発行体の財務状況の悪化等の理由により、価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。当ファンドの組入対象となる新興国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延または債務不履行（デフォルト）するリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落することがあります。

〈格付けと利回りの関係〉



- ③ 金利変動リスク：金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



- ④ 為替変動リスク：当ファンドは外貨建ての債券に投資しますので、外貨建て資産を保有します。一般的に外国為替相場は、各国の金利動向、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価額が変動し、基準価額が下落することがあります。

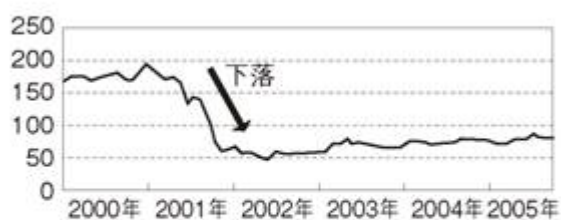
〈為替変動による価格変動のイメージ図(円/ドルの場合)〉



- ⑤ カントリーリスク：投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場の混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、当ファンドの組入対象となる新興国の国債等への投資には、先進国と比較して政治・経済およびの社会情勢の変化が債券価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、債務不履行（デフォルト）、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があります、これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。

〈例:アルゼンチン債務不履行時の市場の推移〉

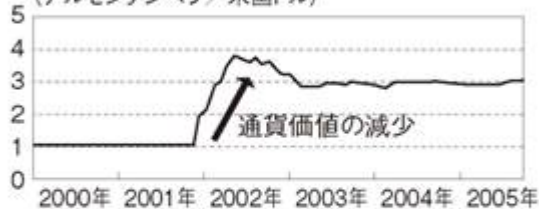
〈債券のパフォーマンス変動推移〉



※JPモルガン社のEMBIグローバル・ディバーシファイド指数アルゼンチンの国別指数（2000年1月から2005年12月）
※クーポンを含めたトータル・リターン・インデックスで示しています。

〈為替の変動推移〉

(アルゼンチンペソ/米国ドル)



※出所:ブルームバーグ(2000年1月から2005年12月)

- ⑥ 流動性リスク：有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。なお、当ファンドは新興国債等にも投資することから、先進国債に比べ相対的に高い流動性リスクを有します。

⑦ その他のリスク・留意点

1) カウンターパーティーリスク；

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがあり、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2) 有価証券先物等に伴うリスク；

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク；

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4) 資産規模に関するリスク；

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5) 収益分配に関わるリスク；

毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行

われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6) 繰上償還に関わる留意点；

ファンドの残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7) お申込み、解約等に関する留意点；

当ファンドは、ロンドンまたはニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、お申込みおよび解約はできません。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。

8) ファミリーファンド方式に関する留意点；

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9) クレジット・リンク・ノート（CLN）に関する留意点；

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券です。当ファンドが投資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建ての国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うこととなります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1) 運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2) コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3) 内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4) 運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

② A I G 新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2) 売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

※前記リスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.10%（税抜2.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

《信託報酬の内訳》

	委託会社	販売会社	受託会社
税 込	0.6300%	0.6300%	0.0525%
税 抜	0.60%	0.60%	0.05%

※上記は年率表示です。

※税とは消費税等相当額をいいます。

- ② 委託会社の報酬には、ファンドの投資対象とするマザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。
- ③ 信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支弁します。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
- ④ 信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を記載しておりません。

前記（1）～（4）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

- ◇ 普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは

20%（所得税15%および地方税5%）となります。

◇一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

② 法人の受益者に対する課税

◇普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

※原則として、益金不算入制度は適用されません。

※1 個別元本について

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

税法等が改正された場合等においては、税率等の課税上のお取扱いが変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	850,521,993	99.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,991,436	0.82
合計（純資産総額）		857,513,429	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄（平成21年9月30日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	A I G新興国 好金利資源国債 マザーファンド	423,420,877	1.0028	424,606,455	1.0082	426,892,928	49.78
日本	親投資信託 受益証券	A I G先進国 好金利資源国債 マザーファンド	465,321,909	0.9249	430,376,233	0.9104	423,629,065	49.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価合計の比率です。

2. 種類別投資比率（平成21年9月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.18
合計	99.18

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成21年 2月12日）	（分配付）	743,277,434	（分配付）	7,634
	（分配落）	726,037,729	（分配落）	7,454
第2特定期間末 （平成21年 8月11日）	（分配付）	907,826,771	（分配付）	9,561
	（分配落）	887,525,996	（分配落）	9,351
平成20年 9月末日		900,287,774		9,525
10月末日		775,026,940		8,155
11月末日		746,679,713		7,863
12月末日		744,536,203		7,771
平成21年 1月末日		728,957,677		7,484
2月末日		775,623,880		7,948
3月末日		791,553,504		8,156
4月末日		834,383,555		8,596
5月末日		870,495,592		8,948
6月末日		878,965,675		9,031
7月末日		890,001,380		9,193
8月末日		859,951,712		9,045
9月末日		857,513,429		9,004

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成20年9月12日	180円
	至 平成21年2月12日	
第2特定期間	自 平成21年2月13日	210円
	至 平成21年8月11日	

③【収益率の推移】

期 間		収 益 率
第1特定期間	自 平成20年9月12日	△23.66
	至 平成21年2月12日	
第2特定期間	自 平成21年2月13日	28.27
	至 平成21年8月11日	

（注）収益率は次の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

（ご参考）マザーファンドの運用状況

《1》「A I G先進国好金利資源国債マザーファンド」

（1）投資状況

（平成21年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	オーストラリア	106,849,006	25.22
	ノルウェー	105,865,400	24.99
	カナダ	103,171,472	24.35
	イギリス	95,729,012	22.60
	小 計	411,614,890	97.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,032,568	2.84
合計（純資産総額）		423,647,458	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産**① 投資有価証券の主要銘柄****1. 組入上位銘柄（平成21年9月30日現在）**

国／地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 4.25% 2017/5/19	2,750,000	1,573.62	43,274,656	1,569.19	43,152,984	10.19
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.50% 2013/5/15	505,000	8,177.25	41,295,140	8,285.98	41,844,216	9.88
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 4.25% 2018/6/1	446,000	8,834.63	39,402,473	8,996.65	40,125,100	9.47
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.75% 2011/6/15	425,000	8,050.52	34,214,730	8,079.50	34,337,887	8.11
イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.00% 2016/9/7	218,000	15,016.81	32,736,665	15,276.80	33,303,433	7.86
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 5.00% 2014/6/1	351,000	9,190.90	32,260,076	9,252.01	32,474,582	7.67
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 5.00% 2015/5/15	1,950,000	1,639.06	31,961,708	1,643.57	32,049,794	7.57
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.00% 2014/9/7	198,000	15,769.97	31,224,544	15,967.18	31,615,031	7.46
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.00% 2012/3/7	198,000	15,426.94	30,545,345	15,560.88	30,810,548	7.27
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.00% 2017/2/15	370,000	8,046.73	29,772,918	8,288.35	30,666,903	7.24
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 6.50% 2013/5/15	1,800,000	1,716.28	30,893,187	1,703.47	30,662,622	7.24
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 3.50% 2013/6/1	351,000	8,660.28	30,397,614	8,709.91	30,571,790	7.22

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別投資比率（平成21年9月30日現在）

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.16
合計	97.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《2》「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」**(1) 投資状況**

(平成21年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	エジプト	103,578,847	24.26
	南アフリカ	102,545,683	24.02

	ブラジル	98,014,275	22.96
	ロシア	28,473,599	6.67
	小 計	332,612,404	77.91
社 債 券	アメリカ	76,053,344	17.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		18,234,229	4.27
合計（純資産総額）		426,899,977	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（注2）現地通貨建国債連動債（CLN）は、社債券に分類されますが、実質的に現地通貨建ての国債に投資しているのと同様の投資効果を有します。

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成21年9月30日現在）

国／地域	種類	銘 柄 名	数量 (額面)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
エジプト	国債証券	ARABREPUBLIC OF EGYPT 8.75% 2012/7/18	6,300,000	1,629.45	102,655,538	1,644.10	103,578,847	24.26
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 13.50% 2015/9/15	6,760,000	1,517.56	102,587,528	1,516.94	102,545,683	24.02
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL 10.00% 2012/1/1	1,998,000	4,928.83	98,478,205	4,905.61	98,014,275	22.96
アメリカ	社債券	CITIGROUP FNDG(RUB CLN) 0.00% 2010/1/22	1,000,000	7,163.21	71,632,152	7,605.33	76,053,344	17.82
ロシア	国債証券	FEDERAL LOAN BOND 6.00% 2012/11/2	10,835,000	252.69	27,379,709	262.79	28,473,599	6.67

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

（注3）銘柄名の（ ）内のRUBは、ロシアを表します。

（注4）現地通貨建国債連動債（CLN）には利率（クーポン）が設定されていませんが、実質的に保有する国債の利払いは配当として受取れます。

2. 種類別投資比率（平成21年9月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	77.91
社 債 券	17.82
合計	95.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年9月12日：ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

① 申込期間

申込期間：平成21年11月11日（水）から平成22年11月10日（水）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

② 取得申込の受付

1. 申込期間中の受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。
2. お申込日が、ロンドンまたはニューヨークの銀行休業日もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、お申込みの受付は行いません。
3. お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。
4. 運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取消しさせていただくことがあります。
5. ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

① 申込単位

1. お申込単位は、販売会社が定めるものとします。
2. 収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後のお申込みコースの変更はできません。

詳しくは、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

A I G インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、お申込単位、お取扱いコースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社に問い合わせることにより、知ることができます。

② 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初は1口当たり1円）に、当該基準価額に2.10%（税抜2.00%）の率を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。

詳しくは、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約請求の受付

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ② 一部解約の実行の請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。（クローズド期間は、ありません。）
- ③ 一部解約の請求日が、ロンドンまたはニューヨークの銀行休業日もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、解約請求の受付は行いません。
- ④ 解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。
- ⑤ 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。
- ⑥ 前記⑤により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記7）の規定に準じて算出された価額とします。

（2）解約価額

- ① 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ② 一部解約の価額は、委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。
- ③ 解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目からとします。
- ④ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- ② マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額とします。
- ③ マザーファンドにおける組入外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社・銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。
- ④ マザーファンドにおける外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。
基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

※クローズド期間はありません。

※信託期間を繰上げて償還することがあります。（詳しくは、後記（５）その他 ①信託の終了をご参照ください。）

（４）【計算期間】

原則として、毎月12日から翌月11日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成20年10月14日までとし、最終計算期間はファンドの信託終了の日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了

１．投資信託契約の解約

イ）委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ）委託会社は、イ）、ロ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ニ）前記ハ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ホ）ハ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ヘ）ハ）からホ）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ハ）からホ）までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

２．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記③信託約款の変更等における書面決議が否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。また、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 反対者の買取請求権

当ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、

信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥ 運用経過のご報告について

委託会社は、原則として、6ヵ月毎（2月、8月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対して交付します。

また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.aiginvestmens.co.jp/>

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 関係会社との契約の更改

◇「販売会社との契約」

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

◇「投資顧問会社との契約」

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告、報酬等が定められています。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

◇分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◇分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

③ 償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日まで販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④ 反対者の買取請求権

当ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、前特定期間（平成20年9月12日から平成21年2月12日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、当特定期間（平成21年2月13日から平成21年8月11日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- なお、当ファンドの第1計算期間は、投資信託約款第36条の規定により、平成20年9月12日から平成20年10月14日までとしております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年9月12日から平成21年2月12日まで）及び当特定期間（平成21年2月13日から平成21年8月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

だいし／A I G 資源国債ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年2月12日現在)	当期 (平成21年8月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,262,033	12,758,584
親投資信託受益証券	723,975,805	897,588,623
未収利息	12	27
流動資産合計	730,237,850	910,347,234
資産合計	730,237,850	910,347,234
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,409,209	3,321,941
未払解約金	—	18,577,865
未払受託者報酬	31,637	36,857
未払委託者報酬	759,275	884,575
流動負債合計	4,200,121	22,821,238
負債合計	4,200,121	22,821,238
純資産の部		
元本等		
元本	974,059,770	949,126,058
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△248,022,041	△61,600,062
（分配準備積立金）	959,390	7,565,480
元本等合計	726,037,729	887,525,996
純資産合計	726,037,729	887,525,996
負債純資産合計	730,237,850	910,347,234

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	当期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
営業収益		
受取利息	8,839	1,205
有価証券売買等損益	△220,024,195	210,212,818
営業収益合計	△220,015,356	210,214,023
営業費用		
受託者報酬	170,926	216,973
委託者報酬	4,102,155	5,207,378
営業費用合計	4,273,081	5,424,351
営業利益又は営業損失（△）	△224,288,437	204,789,672
経常利益又は経常損失（△）	△224,288,437	204,789,672
当期純利益又は当期純損失（△）	△224,288,437	204,789,672
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△181,161	2,019,734
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△248,022,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,284,460	5,111,811
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,284,460	5,111,811
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,959,520	1,158,995
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,959,520	1,158,995
分配金	17,239,705	20,300,775
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△248,022,041	△61,600,062

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	当期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成21年2月11日が休日のため、当特定期間末日を平成21年2月12日としており、このため当特定期間は154日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成21年2月11日が休日のため、前特定期間末日を平成21年2月12日としており、このため当特定期間は180日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成21年2月12日現在)	当期 (平成21年8月11日現在)
1. 期首元本額	918,834,606円	974,059,770円
期中追加設定元本額	66,856,024円	8,367,570円
期中一部解約元本額	11,630,860円	33,301,282円
2. 特定期間末日における受益権の総数	974,059,770口	949,126,058口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は248,022,041円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は61,600,062円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	当期 自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	651,100円	840,129円
2. 分配金の計算過程	[平成20年 9月12日から 平成20年10月14日までの 計算期間]	[平成21年2月13日から 平成21年3月11日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,068,983円	3,599,188円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	60,990円	164,882円
分配準備積立金額	0円	954,475円
当ファンドの分配対象収益額	2,129,973円	4,718,545円
当ファンドの期末残存口数	951,621,026口	971,021,617口
1万口当たり収益分配対象額	22.38円	48.59円
1万口当たり分配金額	20.00円	35.00円
収益分配金金額	1,903,242円	3,398,575円
外国所得税控除額	0円	0円
	[平成20年10月15日から 平成20年11月11日までの 計算期間]	[平成21年3月12日から 平成21年4月13日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,394,869円	4,471,164円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	66,527円	167,037円
分配準備積立金額	165,361円	1,153,923円
当ファンドの分配対象収益額	5,626,757円	5,792,124円
当ファンドの期末残存口数	950,769,483口	970,634,072口
1万口当たり収益分配対象額	59.18円	59.67円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	4,278,462円	3,397,219円
外国所得税控除額	0円	6,775円
	[平成20年11月12日から 平成20年12月11日までの 計算期間]	[平成21年4月14日から 平成21年5月11日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,060,290円	5,240,514円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	82,888円	168,840円
分配準備積立金額	1,279,788円	2,233,992円
当ファンドの分配対象収益額	4,422,966円	7,643,346円
当ファンドの期末残存口数	954,472,865口	970,646,706口
1万口当たり収益分配対象額	46.33円	78.74円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	4,295,127円	3,397,263円
外国所得税控除額	873円	0円

	[平成20年12月12日から 平成21年1月13日まで の計算期間]	[平成21年5月12日から 平成21年6月11日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,441,402円	4,460,093円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	94,947円	185,681円
分配準備積立金額	45,777円	4,073,730円
当ファンドの分配対象収益額	3,582,126円	8,719,504円
当ファンドの期末残存口数	958,567,067口	972,242,521口
1万口当たり収益分配対象額	37.36円	89.68円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,354,984円	3,402,848円
外国所得税控除額	446円	9,966円
	[平成21年1月14日から 平成21年2月12日まで の計算期間]	[平成21年6月12日から 平成21年7月13日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,236,227円	3,643,570円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	159,452円	194,879円
分配準備積立金額	132,372円	5,140,632円
当ファンドの分配対象収益額	4,528,051円	8,979,081円
当ファンドの期末残存口数	974,059,770口	973,293,051口
1万口当たり収益分配対象額	46.48円	92.25円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,409,209円	3,406,525円
外国所得税控除額	0円	6,855円
		[平成21年7月14日から 平成21年8月11日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額		5,647,283円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額		0円
収益調整金額		207,646円
分配準備積立金額	—	5,240,138円
当ファンドの分配対象収益額		11,095,067円
当ファンドの期末残存口数		949,126,058口
1万口当たり収益分配対象額		116.89円
1万口当たり分配金額		35.00円
収益分配金金額		3,321,941円
外国所得税控除額		0円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成21年2月12日現在)		当期 (平成21年8月11日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額 (円)
親投資信託 受益証券	723,975,805	△12,707,173	897,588,623	71,298,345
合計	723,975,805	△12,707,173	897,588,623	71,298,345

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	前期 (平成21年2月12日現在)	当期 (平成21年8月11日現在)
1口当たり純資産額	0.7454円	0.9351円
(1万口当たり純資産額)	(7,454円)	(9,351円)

(4)【附属明細表】**第1 有価証券明細表（平成21年8月11日現在）****(1)株式**

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	A I G先進国好金利資源国債マザーファンド	465,321,909	439,077,753	
		A I G新興国好金利資源国債マザーファンド	441,725,309	458,510,870	
合計			907,047,218	897,588,623	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「A I G先進国好金利資源国債マザーファンド」および「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「A I G先進国好金利資源国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成21年2月12日現在)	(平成21年8月11日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		57,458	731,013
コール・ローン		1,536,646	3,492,811
国債証券		350,991,294	429,105,800
未収利息		5,049,667	5,009,015
前払費用		1,809,975	737,431
流動資産合計		359,445,040	439,076,070
資産合計		359,445,040	439,076,070
負債の部			
負債合計		—	—
純資産の部			
元本等			
元本		468,983,342	465,321,909
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△109,538,302	△26,245,839
元本等合計		359,445,040	439,076,070
純資産合計		359,445,040	439,076,070
負債純資産合計		359,445,040	439,076,070

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月12日から8月11日まで、および8月12日から翌年2月11日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融 商品取引業者・銀行等の提示する 価額（ただし、売気配相場は使用 しない。）または価格情報会社の 提供する価額で時価評価しており ます。	国債証券 同左
2.デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我 が国における計算期間末日の対顧 客先物売買相場の仲値によって計 算しております。	為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」（平 成12年総理府令第133号）第60条 に基づき、取引発生時の外国通貨 の額をもって記録する方法を採用 しております。但し、同第61条に基 づき、外国通貨の売却時において、 当該外国通貨に加えて、外貨建資 産等の外貨基金勘定及び外貨建各 損益勘定の前日の外貨建純資産額 に対する当該売却外国通貨の割合 相当額を当該外国通貨の売却時の 外国為替相場等で円換算し、前日 の外貨基金勘定に対する円換算し た外貨基金勘定の割合相当の邦貨 建資産等の外国投資勘定と、円換 算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を 採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年2月12日現在)	(平成21年8月11日現在)
1.期首元本額	457,000,000円	468,983,342円
期中追加設定元本額	18,180,665円	－円
期中一部解約元本額	6,197,323円	3,661,433円
元本の内訳		
ファンド名		
だいし／A I G資源国国債ファンド	468,983,342円	465,321,909円
合計	468,983,342円	465,321,909円
2.本報告書における開示対象ファンド の特定期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	468,983,342口	465,321,909口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は109,538,302円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は26,245,839円で あります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年2月12日現在)		(平成21年8月11日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
国債証券	350,991,294	17,895,540	429,105,800	△13,612,179
合計	350,991,294	17,895,540	429,105,800	△13,612,179

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成21年2月12日現在)	(平成21年8月11日現在)
1口当たり純資産額	0.7664円	0.9436円
(1万口当たり純資産額)	(7,664円)	(9,436円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年8月11日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
カナダ・ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	3.5000% 06/01/2013	351,000.00	365,092.65	
		CANADIAN GOVERNMENT	5.0000% 06/01/2014	351,000.00	387,461.88	
		CANADIAN GOVERNMENT	4.2500% 06/01/2018	446,000.00	473,246.14	
	計			1,148,000.00	1,225,800.67	
					(109,218,839)	
				1,148,000.00	1,225,800.67	
					(109,218,839)	
英国ポンド	国債証券	UK TREASURY	5.0000% 03/07/2012	198,000.00	211,973.25	
		UK TREASURY	5.0000% 09/07/2014	198,000.00	216,686.64	
		UK TREASURY	4.0000% 09/07/2016	218,000.00	227,180.19	
	計			614,000.00	655,840.08	
					(104,836,036)	
				614,000.00	655,840.08	
					(104,836,036)	
ノルウェー・ クローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	6.5000% 05/15/2013	1,800,000.00	1,996,974.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5.0000% 05/15/2015	1,950,000.00	2,066,044.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4.2500% 05/19/2017	2,750,000.00	2,797,327.50	
	計			6,500,000.00	6,860,346.00	
					(107,021,397)	
				6,500,000.00	6,860,346.00	
					(107,021,397)	
オーストラリ ア・ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.7500% 06/15/2011	425,000.00	433,317.25	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6.5000% 05/15/2013	505,000.00	522,988.10	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6.0000% 02/15/2017	370,000.00	377,063.30	
	計			1,300,000.00	1,333,368.65	
					(108,029,528)	
				1,300,000.00	1,333,368.65	
					(108,029,528)	
合計					429,105,800	
					(429,105,800)	

(注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
カナダ・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	25.5%
英国ポンド	国債証券 3銘柄	100.0%	24.4%
ノルウェー・クローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	24.9%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	25.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成21年2月12日現在)	(平成21年8月11日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		22,960,815	10,551,361
コール・ローン		294,198	224,545
国債証券		294,172,264	344,206,190
社債券		64,096,452	76,920,592
派生商品評価勘定		—	298,537
未収入金		—	14,580,237
未収利息		4,522,843	11,284,463
前払費用		139,242	627,973
流動資産合計		386,185,814	458,693,898
資産合計		386,185,814	458,693,898
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	198,862
未払金		21,618,451	—
流動負債合計		21,618,451	198,862
負債合計		21,618,451	198,862
純資産の部			
元本等			
元本		477,530,747	441,725,309
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△112,963,384	16,769,727
元本等合計		364,567,363	458,495,036
純資産合計		364,567,363	458,495,036
負債純資産合計		386,185,814	458,693,898

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月12日から8月11日まで、および8月12日から翌年2月11日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券・社債券 個別法に基づき、原則として金融 商品取引業者・銀行等の提示する 価額（ただし、売気配相場は使用 しない。）または価格情報会社の 提供する価額で時価評価しており ます。	国債証券・社債券 同左
2.デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我 が国における計算期間末日の対顧 客先物売買相場の仲値によって計 算しております。	為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」（平 成12年総理府令第133号）第60条 に基づき、取引発生時の外国通貨 の額をもって記録する方法を採用 しております。但し、同第61条に基 づき、外国通貨の売却時において、 当該外国通貨に加えて、外貨建資 産等の外貨基金勘定及び外貨建各 損益勘定の前日の外貨建純資産額 に対する当該売却外国通貨の割合 相当額を当該外国通貨の売却時の 外国為替相場等で円換算し、前日 の外貨基金勘定に対する円換算し た外貨基金勘定の割合相当の邦貨 建資産等の外国投資勘定と、円換 算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を 採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年2月12日現在)	(平成21年8月11日現在)
1.期首元本額	457,000,000円	477,530,747円
期中追加設定元本額	20,530,747円	—円
期中一部解約元本額	—円	35,805,438円
元本の内訳		
ファンド名		
だいし／A I G資源国国債ファンド	477,530,747円	441,725,309円
合計	477,530,747円	441,725,309円
2.本報告書における開示対象ファンド の特定期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	477,530,747口	441,725,309口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は112,963,384円 であります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年2月12日現在)		(平成21年8月11日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
国債証券	294,172,264	11,013,815	344,206,190	22,778,021
社債券	64,096,452	△26,153,548	76,920,592	8,122,550
合計	358,268,716	△15,139,733	421,126,782	30,900,571

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成21年2月12日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成21年8月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米国ドル	19,372,000	—	19,372,000	—
	ブラジル・レアル	14,550,509	—	14,749,371	△198,862
	買建				
	米国ドル	14,550,509	—	14,849,046	298,537
合計		48,473,018	—	48,970,417	99,675

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成21年2月12日現在)	(平成21年8月11日現在)
1口当たり純資産額	0.7634円	1.0380円
(1万口当たり純資産額)	(7,634円)	(10,380円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年8月11日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
ブラジル・レアル	国債証券計	REPUBLIC OF BRAZIL	10.0000% 01/01/2012	1,998,000.00	1,951,222.62	
				1,998,000.00	1,951,222.62	
					(102,751,383)	
				1,998,000.00	1,951,222.62	
					(102,751,383)	
小計						
コロンビア・ペソ	国債証券計	REP OF COLOMBIA(DUAL)	12.0000% 10/22/2015	1,850,000,000.00	2,179,300,000.00	
				1,850,000,000.00	2,179,300,000.00	
					(103,952,610)	
				1,850,000,000.00	2,179,300,000.00	
					(103,952,610)	
小計						
ロシア・ルーブル	国債証券計	FEDERAL LOAN BOND	6.0000% 11/02/2012	10,835,000.00	9,126,569.70	
				10,835,000.00	9,126,569.70	
					(27,836,037)	
				10,835,000.00	9,126,569.70	
					(27,836,037)	
小計						
エジプト・ポンド	国債証券計	ARABREPUBLIC OF EGYPT	8.7500% 07/18/2012	6,300,000.00	6,259,484.07	
				6,300,000.00	6,259,484.07	
					(109,666,160)	
				6,300,000.00	6,259,484.07	
					(109,666,160)	
小計						
米国ドル	社債券計	CITIGROUP FNDG(RUB CLN)	0.0000% 01/22/2010	1,000,000.00	794,060.00	
				1,000,000.00	794,060.00	
					(76,920,592)	
				1,000,000.00	794,060.00	
					(76,920,592)	
小計						
合計					421,126,782	
					(421,126,782)	

- (注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ブラジル・レアル	国債証券 1銘柄	100.0%	24.4%
コロンビア・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	24.7%
ロシア・ルーブル	国債証券 1銘柄	100.0%	6.6%
エジプト・ポンド	国債証券 1銘柄	100.0%	26.0%
米国ドル	社債券 1銘柄	100.0%	18.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年9月30日現在）

I 資産総額	858,101,967 円
II 負債総額	588,538 円
III 純資産総額（I－II）	857,513,429 円
IV 発行済数量（口）	952,345,777 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.9004 円 （ 9,004 円 ）

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

（ご参考）マザーファンドの運用状況

《1》「A I G先進国好金利資源国債マザーファンド」

（平成21年9月30日現在）

I 資産総額	423,647,458 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	423,647,458 円
IV 発行済数量（口）	465,321,909 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.9104 円 （ 9,104 円 ）

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

《2》「A I G新興国好金利資源国債マザーファンド」

（平成21年9月30日現在）

I 資産総額	426,899,977 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	426,899,977 円
IV 発行済数量（口）	423,420,877 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	1.0082 円 （ 10,082 円 ）

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	985,690,630	11,630,860
第2特定期間	8,367,570	33,301,282

（注1）上記は、すべて本邦内における設定・解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年9月末日現在）

- ・ 資本金の額 2,150,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
- ・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

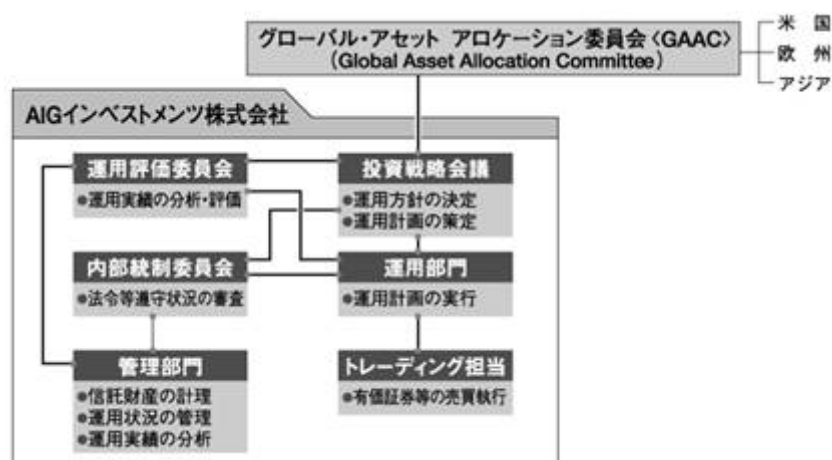
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee《GAAC》）：定期的に、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



※ 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年9月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託および私募投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	1	9,685 百万円
追加型株式投資信託	32	251,769 百万円
合計	33	261,454 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は改正前、及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 当社は、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)		
資 産 の 部					
科目	注記番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	※4		3,767,774		4,794,876
支払委託金					
収益分配金		352		352	
償還金		3,500	3,852	3,500	3,852
前払費用			74,091		59,665
未収入金			3,150		190,076
未収委託者報酬			2,978,881		196,679
未収投資顧問料	※3		1,695,414		-
未収運用受託報酬	※3		-		1,025,324
未収販売手数料			-		9,699
立替金			57,571		2,951
繰延税金資産			140,772		-
未収還付法人税等			-		617,801
未収消費税等			-		48,597
流動資産計			8,721,508		6,949,525
II 固定資産					
有形固定資産			214,884		229,519
建物	※1		59,945		57,337
建物附属設備	※1		84,366		102,345
工具器具備品	※1		70,572		69,837
無形固定資産			130,533		866,422
のれん	※2		-		623,157
ソフトウェア	※2		25,001		231,115
ソフトウェア仮勘定			101,693		8,275
電話加入権			3,839		3,875
投資その他の資産			267,211		388,396
投資有価証券			814		90,340
敷金保証金			114,553		149,015
長期差入保証金			37,500		37,500
長期前払費用			-		1,800
預託金			164		314
繰延税金資産			114,178		109,426
固定資産計			612,629		1,484,339
III 繰延資産					
株式交付費			-		5,542
繰延資産計			-		5,542
資産合計			9,334,137		8,439,407

期別		第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)		
負 債 の 部					
科目	注記番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		1,311,657		77,925	
未払金		-		14,614	
その他未払金		254,185	1,571,035	149,891	247,622
未払費用	※3		1,854,453		1,415,615

未払法人税等			583,563		-
未払消費税等			185,557		-
預り金			165,687		41,023
賞与引当金			164,862		308,872
役員賞与引当金			2,859		16,933
流動負債計			4,528,019		2,030,068
II 固定負債					
退職給付引当金			244,458		376,282
役員退職慰労引当金			7,454		30,196
債務保証損失引当金			-		156,824
固定負債計			251,912		563,303
負債合計			4,779,931		2,593,372
純 資 産 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			1,200,091		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金				823,989	
資本剰余金 合計			-		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,859,112		2,382,661	
利益剰余金 合計			3,354,225		2,877,774
株主資本合計			4,554,316		5,851,764
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 110		△5,729
評価・換算差額等合計			△ 110		△5,729
純資産合計			4,554,206		5,846,034
負債・純資産合計			9,334,137		8,439,407

(2) 【損益計算書】

	期別		第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
	科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額

経常損益の部	営業損益の部	営業収益	※4		千円		千円
		委託者報酬			11,144,644		9,142,219
		投資顧問料			6,774,829		-
		運用受託報酬			-		4,938,305
		販売手数料			-		9,699
		その他営業収益			12,000		192,394
		営業収益計			17,931,474		14,282,619
		営業費用	※2				
		支払手数料			4,829,881		3,938,470
		広告宣伝費			149,751		145,063
		公告費			4,336		1,708
		調査費					
		調査費		662,655		736,909	
		委託調査費		5,179,001	5,841,656	4,196,232	4,933,141
		委託計算費			434,605		364,523
		営業雑経費					
		通信費		43,982		48,555	
		印刷費		266,154		213,163	
		協会費		14,370		20,428	
		図書費		8,912	333,418	8,702	290,850
		営業費用計			11,593,649		9,673,758
		一般管理費	※1				
		給料					
		役員報酬		28,595		57,156	
		給料・手当		1,555,793		1,901,412	
		賞与		438,646		248,069	
		役員賞与		11,053		-	
		賞与引当金繰入額		164,862		170,530	
		役員賞与引当金繰入額		2,859	2,201,809	16,933	2,394,103
		交際費			36,508		11,609
		寄付金			4,237		1,910
	営業外損益の部	旅費交通費	※2		87,619		56,086
		租税公課			39,046		25,543
		不動産賃借料			309,598		370,214
		退職給付費用			84,705		185,422
		退職金			-		9,053
		役員退職慰労引当金繰入額			2,032		17,859
		固定資産減価償却費			47,144		132,748
		業務委託費			191,937		1,055,181
		諸経費			295,362		255,735
		一般管理費計			3,300,002		4,515,469
		営業利益			3,037,822		93,391
		営業外収益					
		受取利息			896		4,903
		雑収入			721		104
		営業外収益計			1,617		5,008
		営業外費用					
		為替差損			95,654		17,363
		雑損失			538		13,304
		株式交付費償却			-		1,306
		営業外費用計			96,192		31,974
	経常利益				2,943,246		66,426
特別利益							

投資有価証券売却益			81		100
特別利益計			81		100
特別損失					
投資有価証券売却損			-		436
固定資産除却損	※3		57,755		6,908
事務所移転費用			7,299		-
債務保証損失引当金繰入額			-		156,824
前期業務委託費修正	※2		-		226,727
特別損失計			65,054		390,896
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)			2,878,273		△ 324,370
法人税、住民税及び事業税			1,242,263		2,700
過年度法人税等修正額			△ 10,166		-
法人税等調整額			△ 45,406		149,380
当期純利益又は当期純損失(△)			1,691,582		△ 476,450

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	210,812	-	△ 2,318,940	△ 2,108,128	△ 2,108,128	-	-	△ 2,108,128
当期純利益	-	-	-	1,691,582	1,691,582	1,691,582	-	-	1,691,582
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△ 110	△ 110	△ 110
当事業年度中の変動額合計	-	210,812	-	△ 627,358	△ 416,545	△ 416,545	△ 110	△ 110	△ 416,655
平成20年3月31日残高	1,200,091	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	△ 476,450	△ 476,450	△ 476,450	-	-	△ 476,450
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 5,619	△ 5,619	△ 5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	△ 476,450	△ 476,450	1,297,449	△ 5,619	△ 5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	△ 5,729	△ 5,729	5,846,034

(重要な会計方針)

科 目	期 別 第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 ソフトウェアは利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	該当事項ありません。	(1)株式交付費 定額法により3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左 (5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

(会計処理の変更)

期別 項目	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
減価償却の方法	当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に渡り均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。又、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。	該当事項ありません。
リース取引に関する会計基準等	該当事項ありません。	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

期別 項目	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
貸借対照表関係	該当事項ありません。	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。
損益計算書関係	該当事項ありません。	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,608 千円 建物附属設備 19,625 千円 工具器具備品 42,886 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 18,262 千円 ※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 51,119 千円 未払費用 621,695 千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5,216 千円 建物附属設備 42,054 千円 工具器具備品 63,588 千円 ※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 46,509 千円 のれん 29,933 千円 ※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 185,833 千円 未払費用 447,770 千円

※4 信託資産 現金・預金のうち、10,102千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	※4 信託資産 現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。
---	---

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内 ※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,484,908 千円 ※3 固定資産除却損は、建物附属設備31,897千円、器具備品25,857千円であります。	※1 役員報酬の範囲額 同左 ※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,127,529 千円 業務委託費 906,907 千円 前期業務委託費修正 226,726 千円 ※3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、器具備品4,149千円であります。 ※4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	—	—	37,312 株
合 計	37,312 株	—	—	37,312 株

配当に関する事項

配当支払額

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額：2,108,128千円

(ハ)基準日：平成19年3月31日

(ロ)一株当たり配当額：56,500円

(ニ)効力発生日：平成19年6月28日

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	—	41,000 株
合 計	37,312 株	3,688 株	—	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

(有価証券関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在																								
その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)	その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)																								
<table><tr><th>区分</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表日における貸借対照表計上額</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①投資信託受益証券</td><td>1,000</td><td>814</td><td>185</td></tr></table>	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				①投資信託受益証券	1,000	814	185	<table><tr><th>区分</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表日における貸借対照表計上額</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①投資信託受益証券</td><td>100,000</td><td>90,340</td><td>9,660</td></tr></table>	区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				①投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
①投資信託受益証券	1,000	814	185																						
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																									
①投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660																						
当事業年度に売却したその他有価証券	当事業年度に売却したその他有価証券																								
売却額：2,081 千円	売却額：2,336 千円																								
売却益の合計額：81 千円	売却益の合計額：100 千円																								
売却損の合計額：- 千円	売却損の合計額：436 千円																								

(デリバティブ関係)

第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。又当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度及び確定拠出型年金制度を開始しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	△ 244,458	△ 431,412
(2) 年金資産	-	55,130
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△ 244,458	△ 376,282
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△ 244,458	△ 376,282
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△ 244,458	△ 376,282

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	84,705	185,422
(1) 勤務費用	84,705	174,808

(2) 利息費用	-	420
(3) 運用収益（減算）	-	△ 665
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	-	10,859

4. 退職給付債務の計算基礎

	第23期 平成20年3月31日現在	第24期 平成21年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

[次へ](#)

(税効果会計関係)

第23期 平成20年3月31日現在		第24期 平成21年3月31日現在	
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	93,744	退職給付引当金繰入超過額	153,148
賞与引当金繰入超過額	68,262	賞与引当金繰入超過額	125,712
未払事業税	45,340	債務保証損失引当金	63,827
その他有価証券評価差額金	76	繰越欠損金	56,931
未払金	23,341	未収還付事業税	△ 42,881
その他	24,187	のれん償却認可	△ 40,978
繰延税金資産小計	254,950	未払金	31,351
評価性引当額	-	役員退職慰労引当金	12,289
繰延税金資産合計	254,950	一括償却資産償却超過額	8,264
		役員賞与引当金繰入超過額	6,890
		その他有価証券評価差額金	3,930
		その他	7,580
		繰延税金資産小計	386,066
		評価性引当額	△ 276,640
		繰延税金資産合計	109,426
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		法定実効税率 40.69 % (調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 3.95 %
		住民税均等割	△ 0.34 %
		評価性引当金の増減額	△ 85.27 %
		その他	1.99 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 46.88 %

(関連当事者情報)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	兼任 1名	投資運用に関する 情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 ※1	千円 2,484,908	未払費用	千円 621,695

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			千USドル						千円		千円

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州(支店) 東京都墨田区	3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	1,734,284	未収投資顧問料	439,557
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,576,333	未払費用	千円 1,201,427
親会社の子会社	アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社	(本社) 東京都千代田区	千円 110,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	敷金の支払 *4	千円 14,530	敷金保証金	千円 114,553
親会社の子会社	千代田コンサルタンツ株式会社	(本社) 東京都千代田区	千円 129,000	不動産業、保険代理店業務	-	-					
親会社の子会社	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社	(本社) 東京都墨田区	千円 100,000	投資顧問業	-	-	事業譲渡契約	事業譲受 *5	千円 譲受資産合計 190,708 譲受負債合計 1,800 譲受対価 188,907	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。賃貸契約はアメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社、千代田コンサルタンツ株式会社との三社間契約となっております。

*5 事業譲渡契約書第3条に定める事業譲渡の対価は、平成19年8月9日付けの確認書で決定されております。

但し、当期より営業収益、営業費用及び一般管理費については、取引金額が営業収益又は営業費用及び一般管理費の10%以下の取引は重要性が無いため、記載しておりません。

1. 関連当事者との取引

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引 *5	千円 1,773,899		
								委託調査費の支払 *1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び 助言契約	一任及び 助言業務報酬の受取*2	千円 1,592,260	未取運用 受託報酬	千円 371,096
							販売会社 契約	代行手数料 料の支払*3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡 契約	事業譲渡*4	千円 譲受資産 合計 2,729,480 譲受負債 合計 38,407 譲受対価 3,343,544		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
(パーチェス法適用) 1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1) 被取得企業の名称及び事業の内容 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社、投資顧問業 (2) 企業結合を行った主な理由 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。 (3) 企業結合日 平成19年4月1日 (4) 企業結合の法的形式 事業譲受 (5) 結合後企業の名称 エイアイジー・インク (6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。	(パーチェス法適用) 1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業 (2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (3) 企業結合日 平成20年5月1日 (4) 企業結合の法的形式 事業譲受 (5) 結合後企業の名称 AIGインベストメント株式会社 (6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。
2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 188,907 千円 取得原価 188,907 千円	3. 被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 3,343,544 千円 取得原価 3,343,544 千円

4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。	4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。
5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 該当事項はありません。	5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。
6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 39,395 千円 固定資産 151,312 千円 合計 190,708 千円 (2)負債の額 流動負債 1,800 千円 合計 1,800 千円	6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 流動資産 2,696,594 千円 固定資産 32,886 千円 合計 2,729,480 千円 (2)負債の額 流動負債 38,407 千円 合計 38,407 千円
7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。	7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。
8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 該当事項はありません。	8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1株当り純資産額 122,057.41 円	1株当り純資産額 142,586.21 円
1株当り当期純利益 45,336.15 円	1株当り当期純損失 12,037.96 円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当り当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。

(注) 1株当り当期純利益、又は1株当り当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
当期純利益(千円)	1,691,582	当期純損失(千円)	476,450
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	1,691,582	普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450
普通株式の期中平均株式数	37,312	普通株式の期中平均株式数	39,579

(重要な後発事象)

第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1.事業譲受 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの事業全部の譲受け) 平成20年1月18日付で、エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの概要) エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクは、機関投資家を対象とした当社の運用する各種ファンドを販売することを目的として平成14年に開設され、ヘッジ・ファンドを中心に、開設以来6年間で約4,200億円のファンドの募集を取扱って参りました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券関連業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額： 3,467,000 千円 負債の額： 149,000 千円 2.募集株式の発行に関する事項 平成20年6月26日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式2,688株 募集株式の払込金額：947,574,478円（1株につき金352,520円27銭） 増加する資本金額（資本組入額）：金473,787,239円 増加する資本準備金：473,787,239円 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年6月27日から平成20年7月4日まで 増資の理由及び資金の使途 1.増資の理由 自己資本の充実 2.資金の使途 事業資金	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名称及び資本金の額（平成21年3月末日現在）

住友信託銀行株式会社 287,537百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

① 名称及び資本金の額（平成21年3月末日現在）

株式会社第四銀行 32,776百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（3）投資顧問会社（A I G新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社）

① 名称及び資本金の額

A I G インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド（AIG Investments Europe Ltd.）

資本金 200,000英国ポンド（平成21年3月末日現在）

② 事業の内容

英国の投資顧問業法に基づき、投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

（3）投資顧問会社（A I G新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社）

当ファンドの投資対象であるA I G新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

（3）投資顧問会社（A I G新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社）

該当事項はありません。

《参考情報》

再信託受託会社の概要

名称	： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	： 51,000百万円（平成21年3月末日現在）
資本構成	： りそな信託銀行：33.33%、住友信託銀行：33.33%、 中央三井トラスト・ホールディングス：33.33%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当特定期間内において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、後記の通り提出されております。

提出日	提出内容
平成21年2月23日	臨時報告書
平成21年5月8日	有価証券報告書 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年5月21日	臨時報告書
平成21年8月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているだいし／A I G 資源国債ファンドの平成21年2月13日から平成21年8月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、だいし／A I G 資源国債ファンドの平成21年8月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月26日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているだいし／A I G 資源国債ファンドの平成20年9月12日から平成21年2月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、だいし／A I G 資源国債ファンドの平成21年2月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

A I G インベストメンツ株式会社
(旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年1月18日付でエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲り受けた。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月26日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。